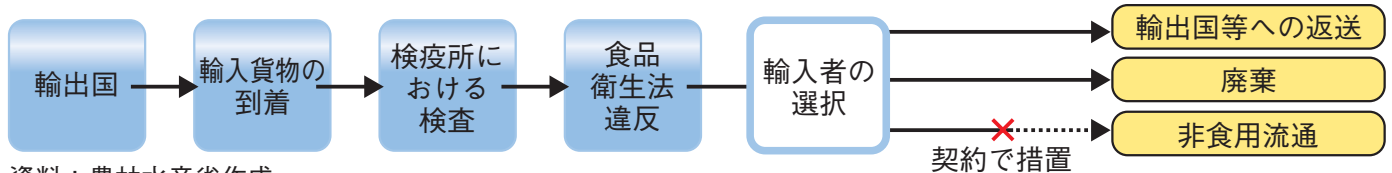


事故米穀の不正規流通問題への対応と消費者の食に対する信頼の回復に向けて

- 2008年9月、食品衛生法上問題のある事故米穀について、各種法令や国との契約に違反して食用等への横流しが行われていたことが発覚。事故米穀を十分な横流し防止措置を講じずに販売し、また横流しを長期にわたって見逃し、結果として消費者の食の安全に対する不安を招いた農林水産省の責任は重大。
- 農林水産省は、「事故米対策本部」を設置(2008年9月24日)して、「農林水産省の取組に関する工程表」を公表(9月28日)し、①流通ルートの解明、②再発防止策の確立、③事故米穀と知らずにこれを販売・加工した善意の事業者に対する経営支援策、④米のトレーサビリティ、米関連商品の原料米原産地表示を含めた米流通システムの見直し、⑤農林水産省の業務・組織の見直し等を実施。
- 事故米穀を二度と市場に流通させないようにするため、まず、ミニマム・アクセス米輸入時の検査で食品衛生法上問題があるものは、輸出国等への返送や廃棄を行うこととし、国と輸入業者との契約でこのことを明記するように契約書の内容を変更。
また、政府が保管中に食品衛生法上問題が生じたものも廃棄処分。さらに、法律に基づく検査を厳格に行うための検査マニュアルを整備し、食糧法に基づく検査を抜き打ちで実施。

契約内容の変更による輸出国等への返送



資料：農林水産省作成

- 「米流通システム検討会」の中間取りまとめ(2008年11月)を踏まえ、米穀及びその加工品・調製品についてトレーサビリティを導入し、必要などきにその流通経路を迅速に解明できるようにするとともに、米を原料とした商品について原料米原産地情報伝達を義務付ける「米トレーサビリティ法」が2009年4月17日に成立。
- 農林水産省は、BSEの教訓を活かせなかったことを強く反省し、農林水産省の職員一人ひとりが、消費者のことを真剣に考え、食の安全を守るとの強い意識をもって、政策・業務の改善・充実にまい進できるように全力をあげて省内の改革を実行。

米のトレーサビリティ・原料米原産地情報伝達のイメージ

全体イメージ		記録項目	対象品目
産地情報の伝達	生産者	出荷記録・保存	<ul style="list-style-type: none"> 取引等にかかる情報の記録 <ul style="list-style-type: none"> 米穀 米穀を原材料とする一定の加工品・料理(具体的には政令で指定) 一般消費者への産地情報の伝達 <ul style="list-style-type: none"> 上記米穀等のうち、米穀事業者や一般消費者が購入する際、その産地を識別できるようにすることが重要と認められるもの(具体的には政令で指定)
	集荷業者	仕入・出荷記録・保存	
	米穀卸	仕入・出荷記録・保存	
	製造業者	仕入・出荷記録・保存	
	小売店	仕入記録・保存	
	消費者		

資料：農林水産省作成

- このようななかで、2009年3月に無許可専従にかかる不十分な調査等の問題が明らかになったことを省全体が重く受け止め、農林水産省が国民の信頼を失っていることを深く反省し、国民に、親切・丁寧・正直な組織となるためには各々が何をすべきか真剣に考えて行動しながら、省改革を実行¹。

1 第三者委員会の指揮・監督のもと、7月中旬を目途に徹底的な実態解明を行い、法令違反の事実が明らかになった場合は厳正に対処することとしている。なお、無許可専従とは、国家公務員法の規定に基づく許可を受けることなく職員団体の業務に専ら従事すること。